



茨城労働局発表
令和元年6月27日(木)

【照会先】

茨城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 加藤 賢一
安全専門官 立原 昇
(直通電話) 029-224-6215

死亡労働災害の急激な増加による緊急要請を実施

～ 死亡労働災害に歯止めをかけるため、

茨城労働局長によるパトロールを実施 ～

1 令和元年6月末現在の死亡労働災害発生状況

茨城県内の労働災害は、今年に入ってから4月末現在(速報値)で死亡者数が3人となり、近年で最も少ない状況となっていましたが、5月に入ってから建設・製造現場等において、機械にはさまれる等により、立て続けに6人の死亡災害(うち2人が外国人)が発生し、今年には既に9人の尊い命が失われています。

また、この他にもリサイクル工場で2件の大規模な火災が発生しているなど、死亡労働災害等の増加が懸念される緊急事態となっています。

このため、茨城労働局(局長^{ふくもととしなり}福元俊成)は、急激な死亡労働災害の増加に歯止めをかけるため、労働災害防止関係団体や発注機関に対して、「職場の安全衛生活動の総点検を実施する」などの緊急要請を行いました。

なお、業種全体では労働災害が減少している中、建築工事業で重篤な災害につながりやすい「墜落・転落災害」が増加していることから、7月1日(月)茨城労働局長が、つくば市内の工事現場を対象に安全パトロールを実施し、「墜落・転落」等による労働災害防止対策の徹底を呼び掛けます。

2 労働基準監督署の取組

このような状況を踏まえ、県内の労働基準監督署の取組としては、監督・個別指導、安全パトロール、外国人労働者問題啓発月間におけるハローワークと合同による事業場訪問等のあらゆる機会を活用し、労働災害が増加傾向にある業種に対して、職場内の安全衛生活動の総点検等を含めた労働災害防止対策の徹底に向けた周知啓発、指導を実施することにしています。

茨城労働局長による安全パトロールの実施概要等

1 日 時 令和元年7月1日(月)午前10時～11時00分

2 実施先

- (1) 施工者名 株式会社大林組 東京本店
- (2) 工事の名称 (仮称)日立物流つくば物流センター増築工事
- (3) 工事の場所 つくば市稲岡 821 番 1 他 22 筆

3 日程等の詳細

- (1) 安全大会 午前10時～
茨城労働局長による訓話等(5分程度)
- (2) 現場内の安全パトロール 午前10時5分～
上記日程等の(1)及び(2)の様子について、**撮影が可能**です。
(なお、建築現場内には、一部、撮影不可の場所があります。)

4 取材の申込方法等

- (1) 安全パトロールの同行取材をご希望の場合は、6月28日(金)午後5時までに担当(安全専門官 立原)までご連絡下さい。
- (2) 安全パトロールは建設工事現場内となりますので、服装、靴等にご留意ください。

【添付資料】

- 資料1 死亡労働災害防止対策等の強化について(緊急要請)
- 資料2 茨城県内の労働災害発生状況(平成31年4月末現在(速報値))
- 資料3 死亡災害事例(令和元年6月20日現在)
- 資料4 第92回 全国安全週間 リーフレット

死亡労働災害防止対策等の強化について(緊急要請)

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画(計画期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日)の2年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。

このような中、茨城県内の労働災害については、4月末現在(速報値)で休業4日以上(死亡)の死傷者数が664人、うち死亡者数が3人となり、近年で最も少ない状況となっていました。

しかしながら、5月以降、建設・製造現場等において、機械にはさまれる等により、立て続けに6人の死亡災害(うち2人が外国人)が発生しており、今年に入ってから既に9人の尊い命が失われています。また、この他にもリサイクル工場で2件の大規模な火災が発生しているなど、死亡労働災害などの増加が懸念される緊急事態となっています。

この急激な死亡労働災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要となります。

事業場の皆様におかれましては、7月1日から展開されます「全国安全週間」を契機として、関係法令をはじめとした作業手順などの基本的なルールが守られているか、今一度総点検していただくとともに、労働者の安全意識を高揚させる下記の取組を活発化していただくよう要請いたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 雇入れ時教育(外国人労働者への母国語等で作業手順や安全のためのルールの理解、安全衛生教育を含む。)を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 職場点検、4S活動、危険予知活動、危険の「見える化」(図解等の工夫で分かりやすい、労働災害防止のための標識・掲示等の設置を含む。)、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどの日常的な安全衛生活動を活性化させること。
- 5 自覚症状の有無に関わらず、水分・塩分を積極的に取る等、熱中症予防対策を徹底すること。

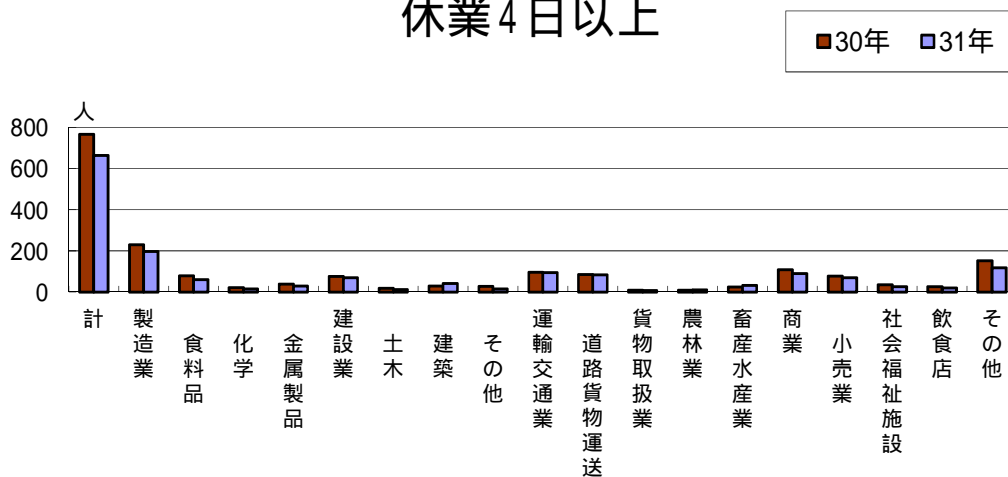
令和元年6月21日
茨城労働局長 福元 俊成

茨城県内の労働災害発生状況

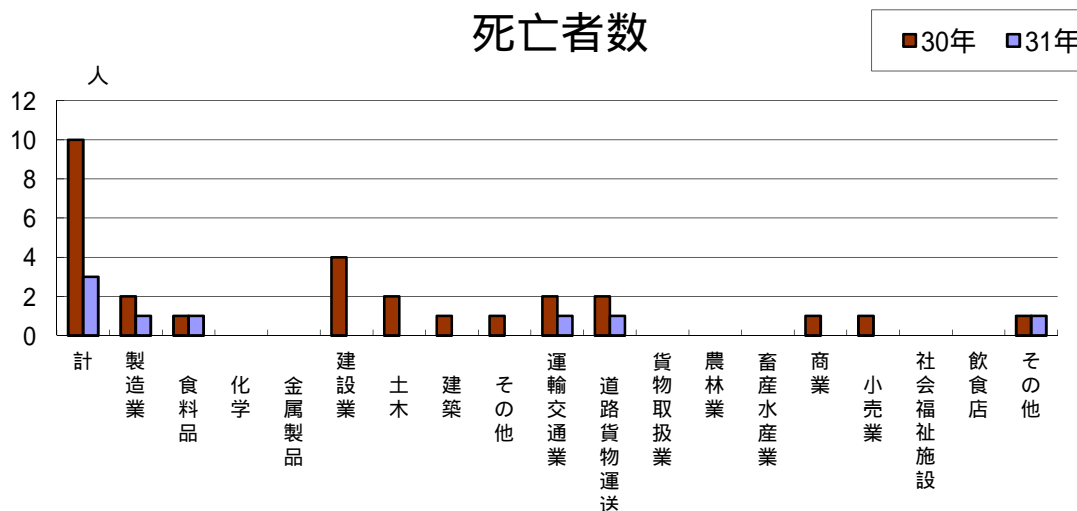
(平成31年4月末現在)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	30年 1月～4月	31年 1月～4月	30年 1月～4月	31年 1月～4月	死傷	死亡
計	766	664	10	3	-102	-7
製造業	230	197	2	1	-33	-1
食料品	79	61	1	1	-18	0
化学	21	16	0	0	-5	0
金属製品	39	29	0	0	-10	0
建設業	76	70	4	0	-6	-4
土木	19	12	2	0	-7	-2
建築	29	42	1	0	13	-1
その他	28	16	1	0	-12	-1
運輸交通業	96	94	2	1	-2	-1
道路貨物運送業	86	84	2	1	-2	-1
貨物取扱業	9	7	0	0	-2	0
農林業	9	10	0	0	1	0
畜産水産業	25	32	0	0	7	0
商業	108	90	1	0	-18	-1
小売業	77	69	1	0	-8	-1
社会福祉施設	35	26	0	0	-9	0
飲食店	26	20	0	0	-6	0
その他	152	118	1	1	-34	0

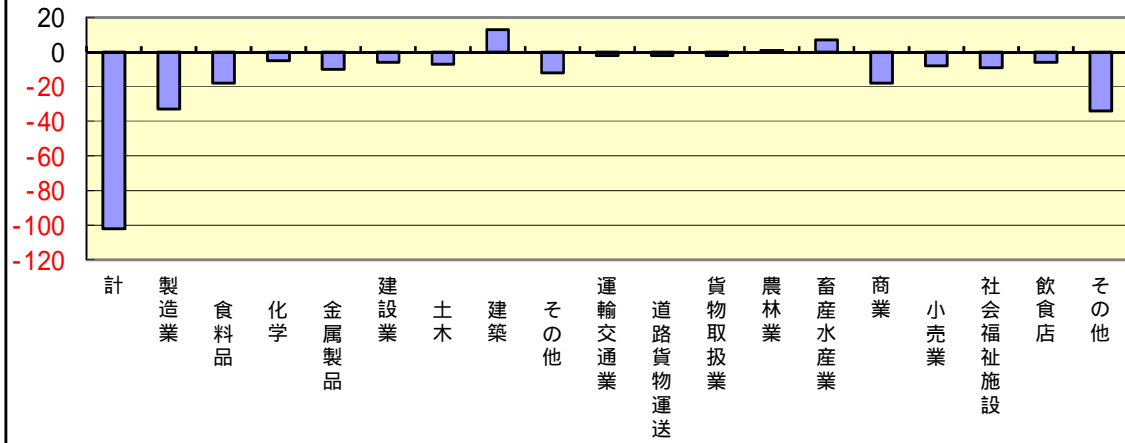
休業4日以上



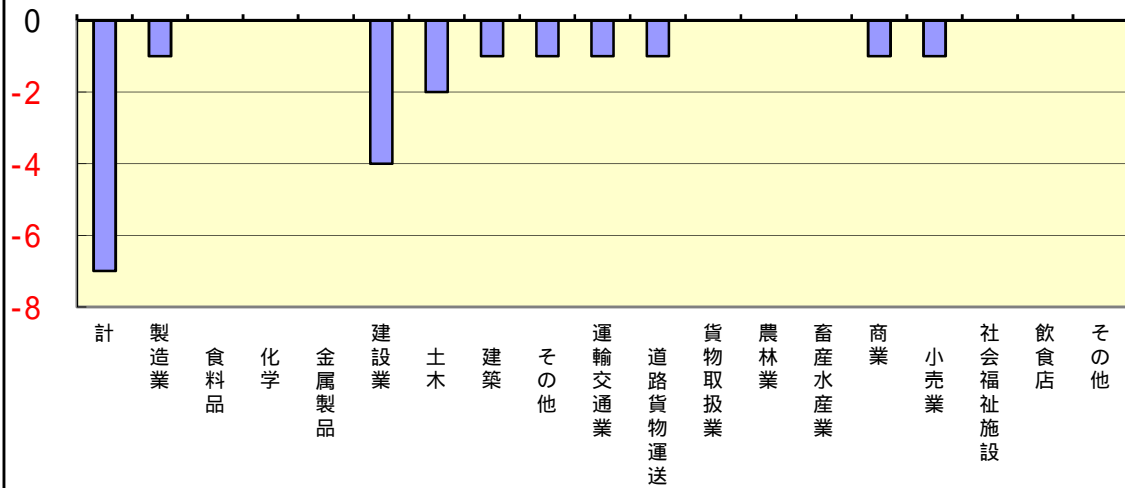
死亡者数



災害発生状況の前年との増減 (休業4日以上)



災害発生状況の前年との増減 (死亡)



令和元年 死亡災害事例

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
1 1月 4～5時	貨物自動車 運転者 60歳代 4年	一般貨物自動 車運送業	交通事故 トラック	4トントラックを運転して県道を走行中、反対車線にはみ出し、対向してきた10トントラックに衝突した。
2 1月 2～3時	製造工 60歳代 6年	パン、菓子 製造業	転 倒 その他の 用 具	工場内の床に置かれた鉄製のペーパータオルホルダーの脚部に足を引っかけて転倒し、左ひざと右肩を骨折した。その後、入院中に骨折に伴う血栓症を発症し、12日後に死亡した。
3 3月 11～12時	その他の 製造工 60歳代 10年	その他の 製造業	墜落・転落 フォーク リフト	フォークリフトのフォーク部分に乗って、棚に置かれている荷物を取ろうとしたところ、足を踏み外して約2.5メートル下のコンクリート床上に墜落し、頭部を強打した。
4 5月 9～10時	土工 40歳代 15年	上下水道 工事業	激突され 掘削用機械	下水道工事で污水管の埋戻し作業中、ドラグショベルの足元の地盤が崩れたため、ドラグショベルが前方に傾き、そのバケットが掘削溝の簡易土止めの中で地ならし作業を行っていた被災者に激突した。
5 5月 15～16時	水産物加工工 (外国人) 30歳代 1ヶ月	水産食料品 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ その他の一 般動力機械	冷凍加工工場において、イワシが入ったパレットを自動で積み重ねる機械の電源を切らずに、清掃作業をしていたところ、急に動き出した機械に頭部をはさまれた。
6 5月 11～12時	製造工 40歳代 14年	その他の 土石製品 製造業	飛来、落下 その他の一 般動力機械	住宅用ブロックを製造するコンクリート成型機内に残ったコンクリートかすを取り除くため、保持装置で型枠を上昇させ、成型機の外にスライドさせていた時、下枠が外れて落下し、被災者の頭部に当たった。
7 5月 6～7時	パン、菓子 製造工 (外国人) 30歳代 6年	パン、菓子 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ 食品加工用 機 械	パンを焼き上げる機械の清掃作業中、その機械の扉の安全装置を切りにした状態で、身体を機械の中に入れて金属製のトレーを清掃していたところ、別の作業者が機械を稼働させたため、動き出した機械に頭部をはさまれた。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
8 6月 14～15時	作業員 50歳代 14年	倉庫業	墜落・転落	商品の積卸を行うトラックバースにおいて、商品を満載にしたかご車(重量約500キロ)を人力で搬送中、段差に気付かずに1メートル下のコンクリート面に転落し、かご車に積んでいた商品の下敷きになり、2日後に死亡した。
			通 路	
9 6月 11～12時	製材工 70歳代 10年	製材業	切れ、 こすれ	自動送材車式帯のこ盤で丸太の製材作業中、同僚がフォークリフトで丸太を運搬して仮置き台に降ろしたところ、丸太が帯のこ盤の近くにいた被災者の方向に転がったため、逃げようとした際、帯のこ盤の刃部に左上肢(左腕部分)が触れて、巻き込まれ、左腕部から切断し、死亡した。
			帯のこ盤	

(注) 死亡災害事例は速報であり、令和元年6月20日現在の労働者死傷病報告から集計したものの。

全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

実施者の実施事項

① 安全衛生活動の推進

- ア. 安全衛生管理体制の確立**
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ. 自主的な安全衛生活動の促進**
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ. リスクアセスメントの実施**
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ. その他の取組**
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア. 建設業における労働災害防止対策**
 - (ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ. 製造業における労働災害防止対策**
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ウ. 林業の労働災害防止対策**
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

- ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)**
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ. 交通労働災害防止対策**
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
 - (ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp/>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署